

～伊勢崎市は高齢者の活躍を応援します～

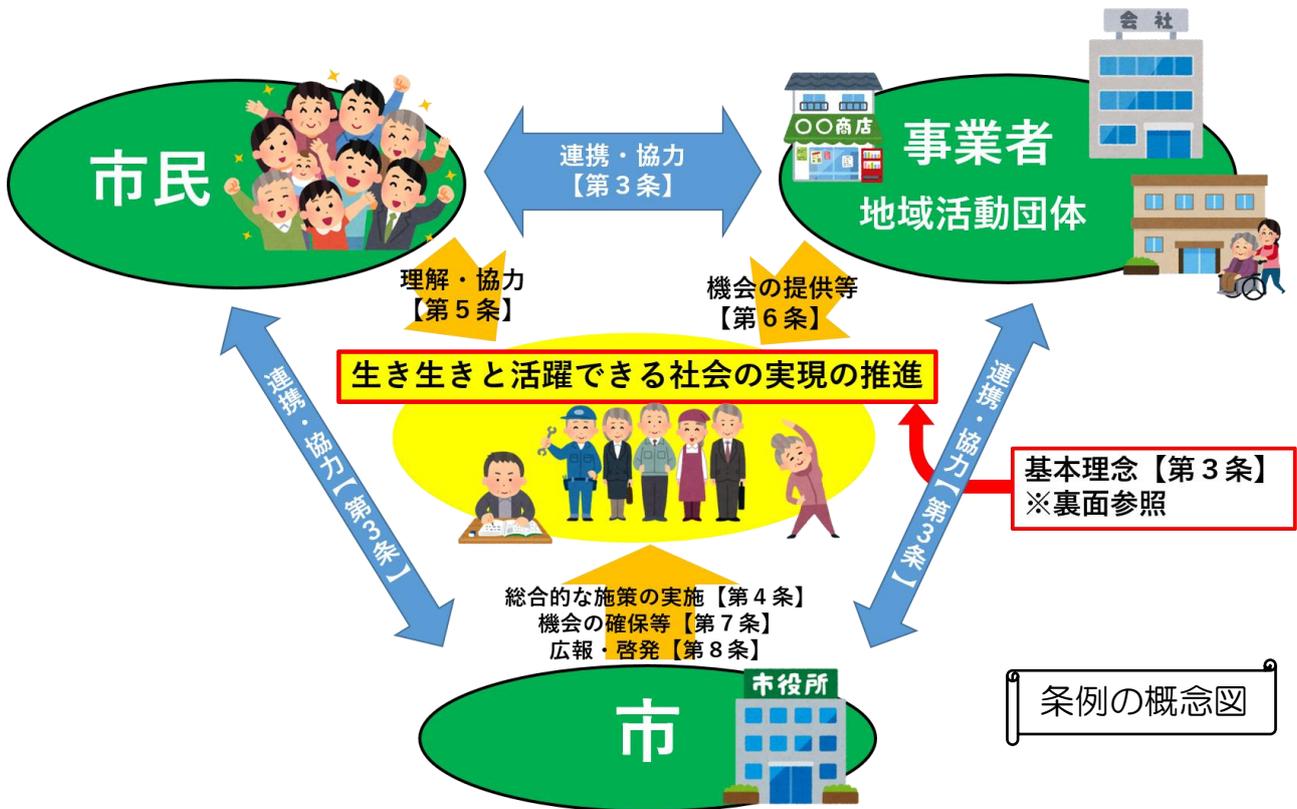
高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例

高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現を目指して制定しました。
令和5年4月1日から施行です。



条例の構成

この条例では、**高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進**に関して、**基本理念**（第3条）のほか、**市の責務や市民、事業者及び地域活動団体の役割**（第4条～第6条）、様々な施策を総合的かつ効果的に推進するための**基本的な事項**（第7条～第9条）を定めています。



伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例の全文と逐条解説は、伊勢崎市HPからご覧になれます。



ホームページ
QRコード

【発行】伊勢崎市 長寿社会部 高齢政策課

条例の概要：基本理念

■高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進のための基本理念（第3条）

①創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重します。

※「創意工夫を生かした」とは、趣味趣向の変化やライフスタイル多様化への柔軟な対応、デジタルトランスフォーメーションなど技術革新の積極的活用などを想定しています。

※「自主的かつ主体的な取組」とは、市、市民、事業者及び地域活動団体といった主体が自らの意思に基づき、自らが考えた取組を行うことを指しています。

②高齢者が地域社会の担い手として誇りと生きがいを感じながら、希望と適性に合った活動に取り組むことができる環境の形成に寄与します。

条例の概要：市の責務、市民・事業者・地域活動団体の役割など

■市の責務（第4条）

高齢者が活躍できる社会の実現に関する**基本的かつ総合的な施策**を実施します。

■市民の役割（第5条）

高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の**重要性についての理解**を深め、市の**施策に協力**するよう努めます。

■事業者及び地域活動団体の役割（第6条）

①高齢者が**生活を円滑に営むための支援**、高齢者が生き生きと活躍できる**機会の提供**などの取組を効果的に行うよう努めます。

②市の**施策に協力**するよう努めます。

■活躍の機会の確保等（第7条）

高齢者が様々な経験を通じて習得した**知識及び技能**を最大限に発揮して活躍できる**機会の確保**その他必要な施策を推進します。

■広報及び啓発（第8条）

高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について市民の理解を深めるため、市は**広報活動及び啓発活動**を行います。

■財政上の措置（第9条）

高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を推進するため、市は**財政上の措置**を講ずるよう努めます。